



2015年4月23日

各 位

会 社 名 テルモ株式会社
代表者名 代表取締役社長 新宅 祐太郎
(コード：4543 東証第一部)
問合せ先 広報室長 大曲 昌夫
(TEL 03-6742-8550)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2015年6月24日に開催予定の第100期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

当社は、本日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、2015年6月24日に開催予定の第100期定時株主総会の承認を条件に、コーポレート・ガバナンスの一層の強化および中・長期での企業価値向上を目的として、監査等委員会設置会社に移行いたします。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等、定款の一部変更を行います。

また、2014年6月27日公布の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により、責任限定契約を締結できる役員が拡大することに伴い、業務執行を行わない取締役が、期待される役割を十分に発揮すべく、責任限定契約を締結できるようにする旨の変更等をあわせて行います。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日(予定)	2015年6月24日
定款変更の効力発生日(予定)	2015年6月24日

以 上

【別紙】

変更の内容は、次のとおりです。

(下線部は変更部分を示しています。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条～第17条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、15名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 (条文省略)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p>(3) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条～第17条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役 (<u>監査等委員である者を除く</u>) は、15名以内とする。</p> <p><u>2 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く</u>) の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</p> <p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く)の中から</u>代表取締役を選定する。</p>

<p>(取締役会の招集者および議長) 第 22 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 5 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。 2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 (新設)</p> <p>第 24 条～第 26 条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等) 第 27 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第 28 条 (条文省略) 2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役との間で、同法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める金額を限度とする契約を締結することができる。</u></p> <p>第 5 章 <u>監査役および監査役会</u> (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役会の招集者および議長) 第 22 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 5 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。 2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任) <u>第 24 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行 (同条第 5 項各号に掲げる事項を除く) の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第 25 条～第 27 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等) 第 28 条 取締役の報酬等は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除) 第 29 条 (現行どおり) 2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役 (業務執行取締役等であるものを除く) との間で、同法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める金額を限度とする契約を締結することができる。</u></p> <p>第 5 章 <u>監査等委員会</u> (監査等委員会の権限) <u>第 30 条 監査等委員会は、法令に定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。</u></p> <p>(監査等委員会の招集通知) <u>第 31 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 5 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>(監査等委員会規則) <u>第 32 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査</u></p>
---	--

<p><u>(監査役の員数)</u> 第29条 当社の監査役は、5名以内とする。</p>	<p><u>等委員会規則による。</u> (削除)</p>
<p><u>(監査役の選任)</u> 第30条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役の任期)</u> 第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(常勤監査役)</u> 第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役会の招集通知)</u> 第33条 監査役会の招集通知は、会日の5日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役会の決議の方法)</u> 第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役会規則)</u> 第35条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役の報酬等)</u> 第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役の責任免除)</u> 第37条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最</p>	<p>(削除)</p>

<p><u>低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p> <p><u>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、同法第423条第1項の賠償責任について法令に定める金額を限度とする契約を締結することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第<u>38</u>条～第<u>40</u>条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第<u>41</u>条～第<u>44</u>条（条文省略）</p> <p>（附則） （新設）</p> <p>（新設）</p>	<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第<u>33</u>条～第<u>35</u>条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第<u>36</u>条～第<u>39</u>条（現行どおり）</p> <p>（附則）</p> <p><u>第1条（監査役の責任免除に関する経過措置）</u> <u>当社は、第100期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力発生時以前の行為に関し、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>第2条（効力発生に関する特則）</u> <u>本定款変更は、平成27年6月24日開催の第100期定時株主総会終結の時をもって効力を生ずる。なお、本条は、効力発生の時をもってこれを削除する。</u></p>
---	---

以上